福井市告示第６９号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和６年政令第１２号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることができるとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「旧施行令」という。）第１５８条第１項の規定に基づき、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成８年福井市条例第１９号）第３０条第１項の手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、旧施行令第１５８条第２項及び福井市財務会計規則の一部を改正する規則（令和６年福井市規則第１７号）附則第２項の規定によりなお従前の例によることができるとされた同規則による改正前の福井市財務会計規則（昭和３９年福井市規則第１１号）第４６条第２項の規定により告示する。

令和６年３月２８日

福井市長　西　行　　茂

１　受託者の名称、代表者の氏名及び住所

神鋼環境メンテナンス株式会社北陸営業所

所長　牧野　浩

福井市日之出２丁目１７番１３号

２　委託事務の内容

飼い動物の死体の処理手数料の徴収の事務

３　委託期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

４　徴収の方法

納入通知書又は口頭による納入の通知による。